

平成22年度 行政監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)
 2 監査のテーマ 収入未済額の債権管理について
 3 監査対象 財政経営部収納推進課
 4 監査実施期間 平成22年12月7日～平成23年1月26日
 5 監査結果報告 平成23年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【収納推進課】

| | |
|--|--|
| <p>(1)延滞金について</p> <p>滞納原因の中には担税力に乏しいケースもあり、納付相談の際には、本税を優先して納付させ未納税額を減らす交渉をしている。しかし、延滞金の徴収・免除については厳格な運用が望まれる。延滞金の免除にあたっては、延滞金減免申請書に減免理由の条項や入力日の項目において記入漏れが見受けられたので、必要事項の記入漏れがないよう改めること。</p> <p>また、減免した結果を滞納整理システムに記録していない事例が見受けられたので、決裁の後には滞納整理システムに記録するよう改めること。 【是正改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成23年2月3日</p> <p>延滞金の徴収・免除については、法律や条例の規定に従い適切に処理し、延滞金減免申請を受理した場合は減免理由の条項など必要項目に記入漏れがないことを確認するよう全担当者に周知徹底を図った。</p> <p>減免した結果については、決裁後、担当者が確実に交渉記録に残し、記録漏れのないよう指導の徹底に努めた。</p> |
| <p>(2)滞納処分の執行停止について</p> <p>滞納処分の停止決議書に調査結果が記入されていないものが見受けられたので、事務手続きの公正性を保つためにも必要な記録を残すよう改めること。【是正改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成23年2月3日</p> <p>全担当者に滞納処分の停止決議書に調査結果を記入し、必要な記録を残すよう徹底するとともに、決裁段階でも再確認を行うよう改めた。</p> |

平成22年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)
 2 監査のテーマ 収入未済額の債権管理について
 3 監査対象 財政経営部収納推進課
 4 監査実施期間 平成22年12月7日～平成23年1月26日
 5 監査結果報告 平成23年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【収納推進課】

| | |
|---|---|
| <p>(1)多重債務者の滞納整理について 平成22年度から市税以外の債権で回収が困難な案件について徴収事務が移管されたが、関係各課との連絡調整のうえ、効果的かつ効率的な債権回収に努めること。</p> <p>また、税外収入についてはそれぞれ個別のシステムで債権管理されているが、共同して滞納整理を行えるよう、情報の共有化に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成23年9月30日 税外収入の債権管理については、所管課へ滞納整理に関する助言・指導を行うとともに、所管課から移管を受けた案件の滞納整理を引き続き行い、滞納額の削減に努める。</p> <p>移管を受けた税外収納対策にあたり、税外も一括して情報管理できるようにシステム改修を行う。</p> |
| <p>(2)現年度分の収納率の向上について 市税の現年度分の収納率の推移を見ると低下傾向が見られる。職員体制は減員などにより厳しい状況であるが、税外収入など重複する債権との効率的な滞納整理により、現年度分の収納率の向上、新たな収入未済額の発生抑制に目標を定めて取り組まれることを要望する。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成23年9月30日 職員減員のなか、係内研修などを通じて一人一人の力量を高めるとともに、さわやか組織をより効率的に活用し、初期段階での折衝をはかり新たな収入未済額の発生を抑制する体制づくりに努める。</p> |
| <p>(3)市民税の特別徴収について 市民税特別徴収の平成21年度実績は、給与支払報告書提出事業所の40.0%にとどまっているが、特別徴収は給与天引であるため、収納率の向上が期待できるものであり、課税課である市民税課と調整のうえ、事業所への制度の周知に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成23年9月30日 特別徴収制度の周知及び推進を図るには、市レベルでは限界があり課税課である市民税課と調整し、県とも歩調をあわせて、事業所への有効な働きかけに努めていく。なお、個人住民税特別徴収加入促進研究会(県と市町共同)において強制特別徴収のあり方について検討している。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(4)口座振替等の促進について 市税においては自主納税の周知に努力しているところであるが、平成21年度の口座振替利用率は32.7%となっている。この利用率を高めることにより、収納率の向上につながることから、口座振替の利用を促す仕組みについても検討のうえ、納付窓口、広報、市税案内文書などによるPRに努めて、口座振替の促進に引き続き努力すること。</p> <p>また、納付する方法に多様な選択肢を設けることにより収納率の向上が期待できるので、コンビニ収納の拡大にも努力すること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成23年9月30日 口座振替制度は自主納税推進の柱であると考え、これまでも広報紙やダイレクトメールなどさまざまな啓発、推進を行ってきた。今後もあらゆる機会を利用して口座振替利用の促進を図る。</p> <p>コンビニ納税の取扱税目については、導入済の軽自動車税に加え、平成24年度から市県民税、固定資産税・都市計画税にも対応できるよう準備を進めている。</p> |
| <p>(5)職員研修について 滞納整理には、法的な知識、対人折衝能力、滞納整理の実体験が必要である。課内研修ではテーマを決め事例発表や事務改善の提案を行っているが、職場研修(OJT)を通じて職員のスキルアップや士気を高め、さらに滞納整理業務の推進に努力すること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成23年9月30日 毎月係間でミーティングを行い、個別事例の発表や事務改善の提案をしているほか、各種徴収事務関係の研修会に積極的に参加している。また職場研修もOJTを中心に業務改善に役に立つ研修を取り入れ、職員の資質の向上と充実に努め、専門知識の継承に努める。</p> |